

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙10】

		収容率※4	人数上限※4
緊急事態措置区域		50%	5,000人
まん延防止等 重点措置		大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約1か月)			5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

注: 大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人
→実証時20,000人に緩和。

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。また、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で、行動制限の緩和を実施。

※5 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年9月11日付け国事務連絡1.(2)のとおり取り扱う。